

山梨県公報

号外第十九号

平成二十四年

三月三十日

金 曜 日

規 則 目 次

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	一
県職員の仕事に関する規則の一部を改正する規則	一三
山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	一三
山梨県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	四〇
山梨県立あけぼの医療福祉センター管理規則の一部を改正する規則	四一
山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則	四一
山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	四二
山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	四二
山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	六〇
山梨県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則	六三
山梨県屋外広告物条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	六三
山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則	八〇
山梨県財務規則の一部を改正する規則	一〇四

規 則

山梨県規則第十七号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則
山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「同条第二項及び第八項」を「同条第七項」に改める。
別表第一の十二の項中「公告」を削り、同表中二十九の項を三十の項とし、十三の

項から二十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十二の項の次に次の一項を加える。

十三 公告に関すること。	1 本庁に係るもの
	2 出先機関に係るもの

別表第一の一の表県民生活・男女参画課の項第一号を次のように改める。

一 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理條例(昭和五十八年山梨県条例第十一号)の施行に関する事務	1 第十一条第二項の規定による利用料金の額の承認
	2 第十五条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼

別表第一の一の表県民生活・男女参画課の項第二号中4を7とし、3を5とし、5の次に次のように加える。

6 第三十二条第二項の規定による解散した特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証	

別表第一の一の表県民生活・男女参画課の項第二号中2を4とし、1の次に次のように加える。

2 第十七条の三の規定による特定非営利活動法人の仮理事の選任	

別表第一の一の表県民生活・男女参画課の項第二号に次のように加える。

3 第十七条の四の規定による特定非営利活動法人の特別代理人の選任	

8	第四十一条第一項の規定による特定非営利活動法人に対する報告の徴収及び立入検査			
9	第四十二条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令			
10	第四十三条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し			
11	第四十三条第二項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し			
12	第四十四条第一項の規定による特定非営利活動法人の認定			
13	第五十一条第二項の規定による認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新			
14	第五十八条第一項の規定による特定非営利活動法人の仮認定			
15	第六十二条第一項の規定による認定特定非営利活動法人の合併の認定			
16	第六十二条第一項の規定による仮認定特定非営利活動法人の合併の認定			
17	第六十四条第一項の規定による認定特定非営利活動法人等に対する報告の徴収及び立入検査			
18	第六十四条第二項の規定による認定特定非営利活動法人等に対する報告の徴収及び立入検査			

19	第六十五条第一項の規定による認定特定非営利活動法人等に対する勧告			
20	第六十五条第二項の規定による認定特定非営利活動法人等に対する勧告			
21	第六十六条第一項の規定による認定特定非営利活動法人に対する事業停止命令			
22	第六十七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定特定非営利活動法人の認定等の取消し			
23	第六十七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定特定非営利活動法人の認定等の取消し			
24	第六十八条第一項の規定による所轄庁に対する意見の申述			
25	第六十八条第三項の規定による所轄庁以外の知事に対する措置の要請			

別表第二の一の表生涯学習文化課の項第一号に次のように加える。

4	第十三条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼			
---	--------------------------------	--	--	--

別表第二の一の表生涯学習文化課の項第一号に次のように加える。

4	第十三条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼			
---	--------------------------------	--	--	--

別表第二の一の三の表職員厚生課の項に次の一号を加える。

4	第十三条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼			
---	--------------------------------	--	--	--

六 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の施行に関する事務（県職員互助会に関するものに限る。）					
1	附則第二条第一項の規定による特定保険業の認可				
2	附則第二条第十一項の規定による指定				
3	附則第四条第一項において準用する保険業法第百十五条第一項の規定による価格変動準備金の積立ての認可				
4	附則第四条第一項において準用する保険業法第百十五条第二項の規定による価格変動準備金の取崩しの認可				
5	附則第四条第一項において準用する保険業法第百二十一条第三項の規定による保険経理人に対する説明の要求及び意見の聴取				
6	附則第四条第一項において準用する保険業法第百二十二条の規定による保険経理人の解任				
7	附則第四条第一項において準用する保険業法第百二十三条第一項の規定による事業方法書等に定めた事項の変更の認可				
8	附則第四条第一項において準用する保険業法第百三十一条の規定による事業方法書等に定めた事項の変更命令				
9	附則第四条第一項において準用する保険業法第百三十二条第一項の規定による業務の停止等の命令				

10	附則第四条第一項において準用する保険業法第百三十二条の規定による認可の取消し等				
11	附則第四条第一項において準用する保険業法第百七十二条の十一第二項の規定による特定保険業等の業務以外の業務の承認				
12	附則第四条第一項において準用する保険業法第百七十二条の二十二第一項の規定による認可特定保険業者に対する報告及び資料の提出の要求				
13	附則第四条第一項において準用する保険業法第百七十二条の二十二第二項の規定による認可特定保険業者の子法人等に対する報告及び資料の提出の要求				
14	附則第四条第一項において準用する保険業法第百七十二条の二十三第一項の規定による認可特定保険業者に対する立入検査				
15	附則第四条第一項において準用する保険業法第百七十二条の二十三第二項の規定による認可特定保険業者の子法人等に対する立入検査				
16	附則第四条第一項において準用する保険業法第百七十二条の二十七の規定による認可の取消し				

<p>17 附則第四条第四項の規定による子会社の保有の承認</p>	<p>18 附則第四条第七項の規定による会計に関する行為の承認</p>	<p>19 附則第四条第八項の規定による定款の変更に係る社員総会及び評議員会の決議の認可</p>	<p>20 附則第四条第十項の規定による保険金等の支払能力の充実の状況に係る基準の設定</p>	<p>21 附則第四条第十一項において準用する保険業法第三百二十九条第一項の規定による保険契約の移転の認可</p>	<p>22 附則第四条第十二項において準用する保険業法第四百十二条の規定による事業の譲渡又は譲受けの認可</p>	<p>23 附則第四条第十四項において準用する保険業法第四百五条第一項の規定による業務及び財産の管理の委託の認可</p>	<p>24 附則第四条第十四項において準用する保険業法第四百九条第二項の規定による管理委託契約の変更又は解除の認可</p>	<p>25 附則第四条第十七項において準用する保険業法第五百二十三条第一項の規定による解散等の認可</p>
<p>26 附則第四条第十七項において準用する保険業法第六十七条第一項の規定による合併の認可</p>	<p>27 附則第四条第十七項において準用する保険業法第七十四条第一項の規定による清算人の選任</p>	<p>28 附則第四条第十七項において準用する保険業法第七十四条第七項の規定による代表清算人の指定</p>	<p>29 附則第四条第十七項において準用する保険業法第七十四条第九項の規定による清算人の解任等</p>	<p>30 附則第四条第十七項において準用する保険業法第七十五条第二項の規定による清算人の報酬の額の決定</p>	<p>31 附則第四条第十七項において準用する保険業法第七十九条第一項の規定による清算の監督命令</p>	<p>32 附則第四条第十七項において準用する保険業法第七十九条第二項において準用する同法第二百七十二条の二十二第一項の規定による清算一般社団法人等に対する報告及び資料の提出の要求</p>	<p>33 附則第四条第十七項において準用する保険業法第七十九条第二項において準用する同法第二百七十二条の二十三第一項の規定による清算一般社団法人等に対する</p>	

する立入検査				
34 附則第四条第二十項第四号の規定による承認				

別表第二の三の表消防防災課の項中「消防防災課」を「防災危機管理課」に改める。
別表第二の四の表福祉保健総務課の項第二号3中「指導訓練計画の樹立及び」を「指導訓練の」に改め、同項第三号中16を削り、17を16とし、18から20までを17から19までとし、同項第四号に次のように加える。

3 第十三条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼				
----------------------------------	--	--	--	--

別表第二の四の表児童家庭課の項第一号中18を22とし、14から17までを18から21までとし、13を15とし、15の次に次のように加える。

16 第四十七条第一項ただし書の規定による縁組の承諾の許可				
17 第四十七条第二項ただし書の規定による縁組の承諾の許可				

別表第二の四の表児童家庭課の項第一号中12を14とし、8から11までを10から13までとし、同号7中「第三十四条の十三第四項」を「第三十四条の十四第四項」に改め、同号7を同号9とし、同号6中「第三十四条の十三第三項」を「第三十四条の十四第三項」に改め、同号6を同号8とし、同号5中「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に改め、同号5を同号7とし、同号4中「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改め、同号4を同号6とし、同号3中「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の五第一項」に改め、同号3を同号5とし、同号2を4とし、1の次に次のように加える。

2 第三十二条の二第一項ただし書の規定による縁組の承諾の許可				
--------------------------------	--	--	--	--

3 第三十二条の八第二項ただし書の規定による縁組の承諾の許可				
--------------------------------	--	--	--	--

別表第二の四の表児童家庭課の項第七号4中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、同号に次のように加える。

5 第十五条第二項の規定による許可の取消し				
6 第十六条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼				

別表第二の四の表児童家庭課の項第八号を次のように改める。

八 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例（昭和四十八年山梨県条例第十号）の施行に関する事務（山梨県立愛宕山少年自然の家に係るものに限る。）	1 第十一条第二項の規定による利用料金の額の承認	2 第十四条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼		
---	--------------------------	----------------------------------	--	--

別表第二の四の表障害福祉課の項第一号中13を39とし、12を38とし、11を37とし、10を32とし、32の次に次のように加える。

33 第五十七条の三第二項の規定による報告の徴収及び質問				
34 第五十七条の三の三第一項の規定による報告の徴収及び質問				

別表第二の四の表障害福祉課の項第一号中9を31とし、3から8までを25から30までとし、同号2中「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改め、同号2を同号24とし、同号1中「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の五第一項」に改め、同号1を同号23とし、同号23の前に次のように加える。

<p>35 第五十七条の三の三第三項の規定による報告の徴収及び質問</p>												
<p>11 第二十一条の五の二十七第三項の規定による措置命令</p>												
<p>36 第五十七条の四第二項の規定による報告の徴収</p>												<p>10 第二十一条の五の二十七第二項の規定による公表</p>
<p>12 第二十四条の三第二項の規定による障害児入所給付費の支給の要否の決定</p>												
												<p>9 第二十一条の五の二十七第一項の規定による勧告</p>
<p>13 第二十四条の四第一項の規定による入所給付決定の取消し</p>												
												<p>8 第二十一条の五の二十六第三項の規定による厚生労働大臣の権限の行使の請求</p>
<p>14 第二十四条の十五第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>												
												<p>7 第二十一条の五の二十六第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>
<p>15 第二十四条の十六第一項の規定による勧告</p>												
												<p>6 第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消し及び効力の停止</p>
<p>16 第二十四条の十六第二項の規定による公表</p>												
												<p>5 第二十一条の五の二十二第三項の規定による措置命令</p>
<p>17 第二十四条の十六第三項の規定による措置命令</p>												
												<p>4 第二十一条の五の二十二第二項の規定による公表</p>
<p>18 第二十四条の十七の規定による指定の取消し及び効力の停止</p>												
												<p>3 第二十一条の五の二十二第一項の規定による勧告</p>
<p>19 第二十四条の三十九第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>												
												<p>2 第二十一条の五の二十一第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>
<p>20 第二十四条の四十第一項の規定による勧告</p>												
												<p>1 第二十一条の五の三第一項の規定による指定障害児通所支援事業を行う者の指定</p>
<p>21 第二十四条の四十第二項の規定による公表</p>												
												<p>別表第二の四の表障害福祉課の項第三号1中「第十二条の三第一項」を「第十二条の三第二項」に改め、同項第七号1中「相談支援事業」を「一般相談支援事業及び特定相談支援事業」に改め、同号2中「第十五条の二第二項」を「第十五条の二第二項」に改め、同項第十九号2中「第四十条及び」を削り、同号7中「から第三項まで」を「及び</p>
<p>22 第二十四条の四十第三項の規定による措置命令</p>												

第二項」に改め、同号8中「第四十九条第四項」を「第四十九条第三項」に改め、同号9中「第四十九条第五項」を「第四十九条第四項」に改め、同号10中「及び第四項」を削り、同号32中「第八十九条第五項」を「第八十九条第六項」に改め、同号32を同号48とし、同号31中「第八十八条第七項」を「第八十八条第八項」に改め、同号31を同号47とし、同号中30を46とし、11から29までを27から45までとし、10の次に次のように加え、同号を同項第二十号とする。

11	第五十一条の三第一項の規定による報告の徴収及び立入検査			
12	第五十一条の三第三項の規定による厚生労働大臣の権限の行使の請求			
13	第五十一条の四第一項の規定による勧告			
14	第五十一条の四第二項の規定による公表			
15	第五十一条の四第三項の規定による措置命令			
16	第五十一条の四第一項の規定による一般相談支援事業を行う者の指定			
17	第五十一条の二十七第一項の規定による報告の徴収及び立入検査			
18	第五十一条の二十八第一項の規定による勧告			
19	第五十一条の二十八第三項の規定による公表			
20	第五十一条の二十八第四項の規定による措置命令			
21	第五十一条の二十九第一項の規定による指定の取消し及び効力の停止			

22 第五十一条の三十二第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

23 第五十一条の三十二第三項の規定による厚生労働大臣の権限の行使の請求

24 第五十一条の三十三第一項の規定による勧告

25 第五十一条の三十三第二項の規定による公表

26 第五十一条の三十三第三項の規定による措置命令

別表第二の四の表障害福祉課の項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号に次のように加え、同号を同項第十八号とする。

3 第十一条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼

別表第二の四の表障害福祉課の項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号「第五条」を「第五条第一項」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第十六号とする。

4 第八条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼

別表第二の四の表障害福祉課の項第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 山梨県都市公園条例（昭和二十九年山梨県条例第二十	1 第四条第一項の規定による行為の許可			あけぼの医療福祉センター 所長
----------------------------	---------------------	--	--	--------------------

1号)の施行に関する事務(山梨県御勅使公園に係るものに限る。)	2 第五条の規定による休業日及び利用時間の変更	3 第七条の規定による都市公園の利用の禁止及び制限	4 第八条の規定による許可の取消し及び行為の中止命令等	5 第二十八条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼
	あけぼの医療福祉センター 所長	あけぼの医療福祉センター 所長	あけぼの医療福祉センター 所長	あけぼの医療福祉センター 所長

別表第二の四の表医務課の項第三号43中「第三十条の四第十項」を「第三十条の四第十一項」に改め、同号44中「第三十条の四第十一項」を「第三十条の四第十二項」に改める。

別表第二の四の表衛生薬務課の項第三十号中69を70とし、40から68までを41から69までとし、同号39中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改め、同号39を同号40とし、同号38の次に次のように加える。

39 第六十九条第三項の規定による薬局開設者に対する報告の徴収、立入り、検査及び質問				保健所長
--	--	--	--	------

別表第二の四の表衛生薬務課の項第三十八号2中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同号3中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

別表第二の四の表健康増進課の項第十号中1を削り、2を1とし、3から7までを2から6までとし、8を削り、同項第十五号2中「第十条第三項」を「第十条第四項」に

改め、同号3中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改め、同号4中「第十条第五項」を「第十条第六項」に、「公表」を「提出」に改め、同号45中「を「を「保健所長」に改め、同項第十八号2を削り、同号3中「第十一条第四項」を「第十一条第三項」に改め、同号3を同号2とし、同項に次のように加える。

十九 山梨県がん対策推進条例(平成二十四年山梨県条例第二号)の施行に関する事務	第七条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によるがん対策推進計画の公表			
---	--	--	--	--

別表第二の五の表大気水質保全課の項第三号1中「関係市長村長」を「関係町村長」に改め、同号2中「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)の施行に関する事務	1 第五条第一項の規定による規制地域の指定、変更及び廃止並びに規制基準の設定変更及び廃止に係る当該規制地域を管轄する町村長からの意見の聴取	2 第五条第二項の規定による規制地域の指定、変更及び廃止並びに規制基準の設定変更及び廃止に係る当該規制地域の周辺地域を管轄する市長村長からの意見の聴取		
---------------------------------	---	---	--	--

別表第二の五の表大気水質保全課の項第八号1中「関係市長村長」を「関係町村長」に改め、同項第十二号12中「開催」を「開催等の措置」に改める。

別表第二の五の表みどり自然課の項第四号に次のように加える。

5 第十三条の規定による山梨県警察本部長に対する情報提供の依頼			
---------------------------------	--	--	--

別表第二の五の表みどり自然課の項第五号2中「第四条第三項（第七条第七項）を「第四条第四項（第七条第八項）」に改め、同号3中「第四条第四項（第七条第七項）」を「第四条第五項（第七条第八項）」に改め、同号5中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改め、同号6中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改め、同号7中「第七条第六項」を「第七条第七項」に改め、同項第六号に次のように加える。

5 第十二条の規定による山梨県警察本部長に対する情報提供の依頼			
---------------------------------	--	--	--

別表第二の五の表森林整備課の項第四号3中「第十条の五第七項」を「第十条の五第九項」に改め、同号4及び5中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同号6及び7中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同号に次のように加える。

16 第八十八條第三項の規定による標識建設及び立竹木の伐採（二以上の林務環境事務所に係るものに限る。）			
17 第八十八條第三項の規定による標識建設及び立竹木の伐採（16に掲げるものを除く。）			林務環境事務所長

別表第二の五の表森林整備課の項第八号に次のように加える。

4 第二十条の規定による山梨県警察本部長に対する情報提供の依頼			
---------------------------------	--	--	--

別表第二の五の表森林整備課の項第十号3中「変更許可」の下に「4に掲げるものを除く。」を加え、同号中12を13とし、4から11までを5から12までとし、3の次に次

のように加える。

4 第十条第一項の規定による土砂の埋立て等の変更許可（土砂の埋立て等を使用される土砂の採取場所及び搬入計画の変更に係るものに限る。）				林務環境事務所長
--	--	--	--	----------

別表第二の五の表森林整備課の項第十号に次のように加える。

14 第二十二條の規定による山梨県警察本部長に対する情報提供の依頼				
-----------------------------------	--	--	--	--

別表第二の五の表県有林課の項第七号中「（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）」を削り、同号に次のように加える。

7 第二十八條の規定による山梨県警察本部長に対する情報提供の依頼				峡東林務環境事務所長
----------------------------------	--	--	--	------------

別表第二の五の表県有林課の項第八号4中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同号に次のように加える。

5 第十二条第一項の規定による許可の取消し並びに利用の停止及び制限				中北林務環境事務所長
6 第十三条の規定による山梨県警察本部長に対する情報提供の依頼				中北林務環境事務所長

別表第二の五の表県有林課の項第九号6中「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、同号に次のように加える。

7 第十八条第一項の規定による許可の取消し				中北林務環境事務
-----------------------	--	--	--	----------

8 第十九条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼				所長
				中北林務 環境事務 所長

別表第二の六の表産業政策課の項第八号に次のように加える。

4 第十二条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼				
----------------------------------	--	--	--	--

別表第二の六の表産業支援課の項第七号5を削り、同号6中「第二十五条第五項（同条第七項）を「第二十五条第三項（同条第五項）」に改め、同号6を同号5とし、同号7中「第二十五条第六項（同条第七項）」を「第二十五条第四項（同条第五項）」に改め、同号7を同号6とし、同号8中「第二十五条第七項」を「第二十五条第五項」に改め、同号8を同号7とし、同号9を8とし、10から17までを9から16までとし、同項第八号1及び2中「経営資源活用新事業計画」を「中小企業経営資源活用計画」に改め、同号3中「第三十二条第二項」を「第三十二条第四項」に、「経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に改め、同項に次の一号を加える。

9 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の施行に関する事務	第四条第二項の規定による地域産業資源の内容の指定			
--	--------------------------	--	--	--

別表第二の六の表労働雇用課の項第一号を次のように改める。

一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の施行に関する事務	1 第四十一条第一項の規定によるシルバー人材センターの指定				
	2 第四十三条の二の規定によるシルバー人材センターに対する監督命令				
	3 第四十三条の三第一項の規定によるシルバー人材センターの指定の取消し				
	4 第四十四条第一項の規定によるシルバー人材センター連合の指定				
	5 第四十五条において準用する第四十三条の二の規定によるシルバー人材センター連合に対する監督命令				
	6 第四十五条において準用する第四十三条の三第一項の規定によるシルバー人材センター連合の指定の取消し				

別表第二の六の表労働雇用課の項第四号中「労働時間の設定の改善に関する特別措置法」を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改める。

別表第二の六の表産業人材課の項第七号に次のように加える。

4 第十二条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼				
----------------------------------	--	--	--	--

別表第二の七の表観光企画・ブランド推進課の項第二号3中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同号に次のように加える。

4 第十三条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼				
----------------------------------	--	--	--	--

別表第二の七の表観光資源課の項第一号に次のように加える。

9 第十七条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼

別表第二の七の表観光資源課の項第四号中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 第八条第三項の規定による許可の取消し及び措置命令

別表第二の七の表観光資源課の項第四号に次のように加える。

9 第十一条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼

別表第二の七の表国際交流課の項第三号1中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同号に次のように加える。

6 第十四条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼

別表第二の八の表農村振興課の項第四号2中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同号3中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改め、同号5中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

別表第二の八の表畜産課の項第七号6中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改め、同号6を同号8とし、同号5の次に次のように加える。

6 第二十六条第三項の規定による家畜防疫員に対する消毒の指示

7 第二十六条第五項の規定による家畜防疫員に対する設備の設置の指示

別表第二の八の表畜産課の項第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、同項第二十八号5中「第八条第三項」を「第八条第

一項」に改め、「及び変更」を削り、同号を同項第二十九号とし、同項第二十七号に次のように加え、同号を同項第二十八号とする。

4 第十二条第一項の規定による利用の停止及び制限

5 第十二条第二項の規定による利用の制限等

6 第十三条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼

別表第二の八の表畜産課の項中第二十六号を第二十七号とし、第十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号1を次のように改め、同号を同項第十一号とする。

1 第二条の四第四項において準用する第二条の三第四項の規定による協議

別表第二の八の表畜産課の項第九号の次に次の一号を加える。

十 山梨県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年山梨県規則第三十一号）の施行に関する事務

第八条の規定による職員の指定

別表第二の八の表農業技術課の項第二号20中「第三十五条第二項の規定による適用除外の協議」を「第三十五条第一項の規定による肥料の指定」に改め、同項第三号中3を削り、4を3とし、5から10までを4から9までとし、同項第十二号2中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同号3中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め

別表第二の八の表耕地課の項第五号1中「第四条第六項」を「第四条第八項」に改める。

別表第二の九の表県土整備総務課の項第五号中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 第二十五条第四項の規定による軽易な変更（中部横断自動車道推進事務所に係るものに限る。）	中部横断 自動車道 推進事務 所長
---	----------------------------

別表第二の九の表都市計画課の項第一号中24を32とし、23を29とし、29の次に次のように加える。

30 第二百二十五条第一項の規定による事業及び会計の状況の検査	
31 第二百二十五条第三項の規定による措置命令	

別表第二の九の表都市計画課の項第一号中22を28とし、19から21までを25から27までとし、同号18中「徴収」の下に「及び交付」を加え、同号18を同号24とし、同号17中「承認」を「の認可」に改め、同号17を同号23とし、同号16中「承認」を「認可」に改め、同号16を同号22とし、同号中15を19とし、19の次に次のように加える。

20 第八十五条の三第四項の規定による市街地再開発事業区内の宅地の指定等	
21 第八十五条の四第五項の規定による高度利用推進区内の宅地の指定等	

別表第二の九の表都市計画課の項第一号14を同号18とし、同号13中「第七十七条第七項」を「第七十七条第八項」に改め、同号中13を17とし、12を16とし、11を15とし、同号10中「市町村の事業計画変更」を「設計の概要の変更」に改め、同号10を同号14とし、同号9中「公共団体施行の事業認可」を「設計の概要の認可」に改め、同号中9を13とし、8を10とし、10の次に次のように加える。

11 第五十一条の二第一項の規定による土地区画整理事業の施行の認可

12 第五十一条の十第一項の規定による事業計画等の変更の認可

別表第二の九の表都市計画課の項第一号7を同号9とし、同号6中「及び事業計画」を「並びに事業計画及び事業基本方針」に改め、同号6を同号8とし、同号5の次に次のように加える。

6 第十四条第二項の規定による事業計画決定前の組合成立の認可	
7 第十四条第三項の規定による事業計画の認可	

別表第二の九の表都市計画課の項第三号に次のように加える。

8 第二十八条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼	建設事務 所長
-----------------------------------	------------

別表第二の九の表都市計画課の項第四号1中「指定」を「指定等」に改め、同号5中「同意」を「協議」に改め、同項第五号中38を44とし、37を42とし、42の次に次のように加える。

43 第二百二十五条の二第四項の規定による市街地再開発事業の施行の認可の取消し	
---	--

別表第二の九の表都市計画課の項第五号中36を41とし、35を40とし、同号34中「第二百二十四条第二項」を「第二百二十四条第三項」に改め、同号中34を39とし、33を38とし、32及び31を削り、30を37とし、29を36とし、同号28中「徴収」の下に「及び交付」を加え、同号中28を35とし、27を32とし、32の次に次のように加える。

33 第一百八十八条の三第一項の規定による宅地等の処分の承

34	第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望申出等の撤回の同意				
----	--------------------------------	--	--	--	--

別表第二の九の表都市計画課の項第五号中26を31とし、25を30とし、同号24中「徴収」の下に「及び交付」を加え、同号中24を29とし、23を28とし、19から22までを24から27までとし、同号18中「第七十二条第三項」を「第七十二条第四項」に改め、同号中18を23とし、17を22とし、9から16までを14から21までとし、8を10とし、10の次に次のように加える。

11	第五十条の二第一項の規定による市街地再開発事業の施行の認可				
12	第五十条の九第一項の規定による事業計画等の変更の認可				
13	第五十条の十五第一項の規定による市街地再開発事業の終了の認可				

別表第二の九の表都市計画課の項第五号7の次に次のように加える。

8	第三十八条第一項の規定による組合の定款並びに事業計画及び事業基本方針の変更の認可				
9	第四十五条第四項の規定による組合の解散の認可				

別表第三の表会計課の項第二号中「第百四十条第三項」を「第百四十条第四項」に改める。

別表第三の表管理課の項第一号3中「金額」の下に「百万円以上」を加え、同号に次のように加える。

4	第百四十九条第一項第六号の規定による金額百万円未満の物品（車両を除く。）の購入（山梨県財務規則第百四十六条				
---	---	--	--	--	--

第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる物品で同項の規定により支出負担行為をもちて物品要求書に代えたものの購入を除く。、修繕及び処分

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第十八号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「世界遺産推進監」の下に「、国文祭推進監」を、「、防災対策専門監」の下に「、防炎情報通信監」を加え、「地域医療監」を「廃棄物対策企画監、地域医療監、産業振興監」に、「ブランド推進監」を「おもてなし推進監」に改め、「道路管理監」の下に「、歯科保健主幹」を加え、同表出先機関に置かれる職の欄中「、保健福祉企画幹」を削り、「指導部長」を「教務指導部長」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県児童福祉法施行細則（昭和六十二年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「里親の認定等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百十五号。以下「里親省令」を、「里親が行つ養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号。第八条の四第二項及び第三項において「最低基準」に改める。

第五条の二の見出しを、「（障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書等）」に改め、同条第一項中「障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費支給

申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改め、同条第二項中「高額障害児施設給付費支給申請書」を「高額障害児入所給付費支給申請書」に改める。

第五条の三の見出しを「(入所受給者証)」に改め、同条第一項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第二項中「施設受給者証再交付申請書(第四号様式の六)」を「入所受給者証再交付申請書(第四号様式の七)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 省令第二十五条の七第七項の届出書は、申請内容変更届出書(第四号様式の六)のとおりとする。

第五条の四の見出しを「(障害児通所支援・入所支援指定申請書)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

省令第十八条の二十七第一項、第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項、第十八条の三十第一項及び第二十五条の二十一第一項の申請書は、障害児通所支援・入所支援指定申請書(第四号様式の八)のとおりとする。

2 法第二十一条の五の十九第一項の規定による届出(障害児通所支援の事業の再開に係るものを除く。)及び法第二十四条の十三の規定による届出は、障害児通所支援・入所支援変更届出書(第四号様式の九)により行わなければならない。

第五条の四第三項中「指定知的障害児施設等指定辞退届出書(第四号様式の九)」を「指定障害児入所施設指定辞退届出書(第四号様式の十一)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第二十一条の五の十九第一項の規定による届出(指定通所支援の事業の再開に係るものに限る。)及び同条は第二項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業廃止・休止・再開届出書(第四号様式の十)により行わなければならない。

第六条第一項中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第七条第一項中「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次項において「障害者等相談支援事業」という。)」に改め、同条第二項中「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改める。

第八条の見出し中「里親認定及び」を「養育里親名簿の」に改め、同条中「里親省令第六条第一項(里親省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)&及び第九条(里親省令第十七条及び第二十条)を「省令第三十六条の四十一(省令第三十六条の四十七)」に、「里親認定(登録)申請書」を「養育里親名簿登録申請書」に改める。

第八条の二から第八条の四までを次のように改める。
(養育里親の状況等の届出)

第八条の二 省令第三十六条の四十三第一項(省令第三十六条の四十七において準用する場合を含む。)の規定による届出は、養育里親状況等届(第五号様式の二)により行わなければならない。

2 省令第三十六条の四十三第二項(省令第三十六条の四十七において準用する場合を含む。)の規定による届出は、養育里親名簿登録変更届(第五号様式の三)により行わなければならない。

(養育里親名簿の登録の削除の届出)

第八条の三 省令第三十六条の四十四第一項第一号(省令第三十六条の四十七において準用する場合を含む。)の規定による届出は、養育里親登録削除届出書(第五号様式の四)により行わなければならない。

(養育里親名簿の登録の更新の申請)

第八条の四 省令第三十六条の四十六第一項の規定による更新の申請は、養育里親名簿登録更新申請書(第五号様式の五)により行わなければならない。

第八条の四の次に次の一項を加える。

(委託児童の状況の報告等の届出)

第八条の五 最低基準第十四条第一項の規定による報告は、児童状況報告書(第五号様式の六)により行わなければならない。

2 最低基準第十四条第二項の規定による届出は、里親委託児童事故発生届(第五号様式の七)により行わなければならない。

3 最低基準第十四条第三項の規定による届出は、委託児童養育辞退届(第五号様式の八)により行わなければならない。

第十二条の四中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に、「第十号様式の四」を「第十号様式の七」に改め、同条を第十二条の七とする。

第十二条の三中「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の四第二項」に、「第十号様式の三」を「第十号様式の六」に改め、同条を第十二条の六とする。

第十二条の二中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の四第一項」に、「第十号様式の二」を「第十号様式の五」に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条の次に次の三条を加える。

(障害児通所支援事業等の開始の届出)

第十二条の二 法第三十四条の三第二項の規定による届出は、障害児通所支援事業・障害児相談支援事業開始届(第十号様式の二)により行わなければならない。

(障害児通所支援事業等の変更の届出)

第十二条の三 法第三十四条の三第三項の規定による届出は、障害児通所支援事業・障害児相談支援事業変更届(第十号様式の三)により行わなければならない。

(障害児通所支援事業等の廃止又は休止の届出)

第十二条の四 法第三十四条の三第四項の規定による届出は、障害児通所支援事業・障害児相談支援事業廃止(休止)届(第十号様式の四)により行わなければならない。

第十八条中「第十二条の二」を「第十二条の五」に、「第十二条の四」を「第十二条の七」に、「第八条の五」を「第八条の四」に改める。

第四号様式の三から第四号様式の九までを次のように改める。

児童相談所長 殿

障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

次のとおり申請します。

申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日
	氏名				
	居住地				
	ふりがな			生年月日	年 月 日
	支給申請に係る 児童氏名			続柄	
	身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号
	被保険者証の 記号及び番号※			保険者名及び番号※	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は医療型障害児入所施設・指定医療機関を希望する場合記入してください。

サービスの 利用状況	障害福祉サービス	利用中のサービスの種類と内容等
	障害児通所支援	利用中のサービスの種類と内容等
申請するサービスの 種類等	申請する支援の種類・申請に係る具体的内容	
	種類	<input type="checkbox"/> 障害児入所支援
		<input type="checkbox"/> 指定医療機関
具体的内容		

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定（下記IIの軽減措置適用前） 下記の区分の適用を申請します。 （あてはまるものに○をつけること。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 医療型障害児入所施設入所者（注1）であるため、医療型個別減免を申請します。
	<input type="checkbox"/> III 特定入所障害児食費等給付費に関する認定（医療型施設は除く） 障害児入所施設入所者（注2）であるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

（注1） 対象施設は、障害児入所給付費及び障害児入所医療費の対象となる入所施設であること。

（注2） 対象施設は、障害児入所給付費の対象となる入所施設であること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
ふりがな			申請者との関係
氏名			
住所			

第4号様式の4（第5条の2関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

高額障害児入所給付費支給申請書

次のとおり関係書類を添えて高額障害児入所給付費の支給を申請します。

ふりがな		① 障害者自立支援法 ② 児童福祉法 ③ 介護保険法																		
申請者氏名 (給付決定保護者等氏名)		制度	受給者証番号・被保険者証番号																	
生年月日	年 月 日																			
居住地																				
ふりがな		続柄																		
給付決定に係る児童氏名		生年月日	年 月 日																	
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額											申請に係るサービス利用月	年 月分								
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額																				
同一世帯に属する他の支給決定障害者	氏名	生年月日	① 障害者自立支援法 ② 児童福祉法 ③ 介護保険法																	
			制度	受給者証番号・被保険者証番号																

- (注1) 支払額を証する領収書を添付してください。
- (注2) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害児入所給付費を次の口座に振り込んでください。

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号																
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金																	
			2 当座預金																	
			3 その他																	
	ふりがな																			
	口座名義人																			

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下欄に記入すること。）		
ふりがな		申請者との関係	
氏名			
住所			

第4号様式の5（第5条の3関係）

(一) 入所受給者証

受給者証番号	
居住地	
入所給付決定保護者	
フリガナ 氏名	
生年月日	
フリガナ 氏名	
生年月日	
児童	
生年月日	
交付年月日	
支給都道府県 又は市の名称 及び印	

(二) 入所給付決定の内容

入所支援の種類 及び内容	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定入所障害児食費等給付費の支給内容	
支給額	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項	

(三) 指定障害児入所施設等の記入欄

指定障害児入所施設等の名称	入所日・退所日	施設確認印
	入所日 年 月 日	
	退所日 年 月 日	
	入所日 年 月 日	
	退所日 年 月 日	
(予備欄)		
	入所日 年 月 日	
	退所日 年 月 日	

第4号様式の5（第5条の3関係）

<p style="text-align: center;">(四)</p> <p style="text-align: center;">注意事項欄</p> <p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていただく。 2 指定入所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。 3 医療型障害児入所施設に入所するときは、この証に医療保険の被保険者証及び障害児入所医療受給者証を添えて、指定障害児入所施設等に提示してください。 4 指定入所支援を受けるときに支払う金額は、当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が指定障害児入所支援に通常要する費用（入所特定費用を除く）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、この証の二面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限となります。（※個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。） また、食事及び居住に要する費用については、特定入所障害児食費等給付費欄に記載する額を一日当たりの上限として支給します。 5 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年入所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を管轄する児童相談所に提出してください。 6 給付決定期間を経過したときは、障害児入所給付費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に管轄する児童相談所にこの証を添えて、障害児入所給付費の支給の再申請をしてください。</p>	<p style="text-align: center;">(五)</p> <p style="text-align: center;">注意事項欄</p> <p>7 この証の一、二面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、管轄する児童相談所にその旨を届け出てください。 8 給付決定期間内に、居住地を他の都道府県等の区域に移すと、この証は使えなくなります。 居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した児童相談所にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の都道府県等の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した児童相談所に届け出てください。 9 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに管轄する児童相談所に返してください。 10 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を管轄する児童相談所に返してください。 11 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。</p>	<p style="text-align: center;">(六)</p> <p style="text-align: center;">予備欄</p>
---	--	---

障害児入所医療受給者証

公費負担者番号							
公費受給者番号							
入所給付決定保護者	居住地						
	フリガナ	生年月日					
	氏名	年月日					
児童	フリガナ	生年月日					
	氏名	年月日					
	被保険者証の記号及び番号	保険者名及び番号					
負担上限月額		障害児入所医療(食事療養を除く)	月額	円.			
		食事療養	月額	円			
適用期間	年月日	から	年月日	まで			
交付年月日	年月日	から	年月日	まで			
支給都道府県又は市の名称及び印							

注意事項欄

- この証は、各面を上向きで大切に持っていたださい。医療保険の被保険者証
- 医療型障害児入所施設に入所するときは、必ずこの証に医療保険の被保険者証を添えて、指定障害児入所施設等に提示していたださい。
- 障害児入所医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。(※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)
- 障害児入所医療の負担上限月額は毎年入所給付決定保護者等の収入等にに応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を管轄する児童相談所に提出していたださい。
- 給付決定期間を経過したときは、障害児入所医療費の支給を受けられませんが、給付費の支給の再申請をしていたださい。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、管轄する児童相談所にその旨を届け出ていたださい。
- 給付決定期間内に、居住地を他の都道府県等の区域に移すと、この証は使えなくなります。居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した児童相談所にご連絡、ご相談ください。
- また、給付決定期間内に、他の都道府県等の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した児童相談所に届け出ていたださい。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
- また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、管轄する児童相談所に返していたださい。
- 受給者の資格がなくなつたときは、直ちに、この証を管轄する児童相談所に返していたださい。
- 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

年 月 日

児童相談所長 殿

申請内容変更届出書

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

ふりがな		生年 月日	年 月 日
申請者			
居住地			
ふりがな		続柄	
給付決定に係る 児童氏名		生年 月日	年 月 日

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
ふりがな		本人と の関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

変更事項 (該当に○を して下さい。)	入所給付決定保護者 に関する事	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利用者である児童に 関すること	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との関係
	その他	
変更内容	変更前	
	変更後	

備考 変更した内容を証する書類を添付すること。

第4号様式の7（第5条の3関係）

年 月 日

児童相談所長 殿

入所受給者証再交付申請書

次のとおり受給者証の再交付を申請します。

ふりがな		生年 月日	年 月 日
申請者			
居住地			
ふりがな		続柄	
給付決定に係る児童氏名		生年 月日	平成 年 月 日
支援の内容		受給者 証番号	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
ふりがな		本人と の関係	
氏名			
住所			

申請の理由	
-------	--

備考 従前使用していた受給者証を添付すること（紛失を除く。）。

第4号様式の8（第5条の4関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名 称
代表者

印

障害児通所支援・入所支援指定申請書

障害児（通所・入所）支援に係る指定を受けたいので、児童福祉法の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	ふりがな		-----	
	名 称		-----	
	主たる事務所の所在地		-----	
	法人の種類		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号	F A X 番 号	
	代表者の職・氏名	職 名	ふりがな	氏 名
代表者の住所		-----		
指定を受けようとする事業等の種類	ふりがな		-----	
	名 称		-----	
	施設又は事業所の所在地		-----	
	事業等の種別		指定申請する事業等の支援開始年月日	様 式
	同一所在地において行う事業等の種類		事 業 所 番 号	
備 考				

(備考)

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

第4号様式の9（第5条の4関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名称
代表者 印

障害児通所支援・入所支援変更届出書

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、児童福祉法の規定により届け出ます。

		事業所番号	
指定内容を変更した施設	名 称		
	所 在 地		
	支 援 の 種 類		
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所（施設）の名称	(変更前)	
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）		
3	申請者（設置者）の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名及び住所		
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）		
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		
8	事業所（施設）の平面図及び設備の概要		(変更後)
9	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所		
10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所		
11	主たる対象者		
12	運営規程		
13	障害児（入所・給付）費の請求に関する事項		
14	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容		
変更年月日		年 月 日	

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第四号様式の九の次に次の二様式を加える。

第4号様式の10（第5条の4関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

指定障害児通所支援事業廃止・休止・再開届出書

所在地
 名称
 代表者

印

次のとおり支援の廃止・休止・再開をしましたので届け出ます。

廃止（休止）・再開する施設	事業所番号	
	名称	
	所在地	
廃止（休止）・再開した年月日	年 月 日	
廃止（休止）した理由		
現に指定通所支援を受けていた者に対する措置(廃止（休止）した場合のみ)		
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	

備考

- 1 支援の再開に係る届出にあつては、当該施設に係る職員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の場合は、休止した事業を再開したときから10日以内に届け出てください。
- 3 休止又は廃止の場合は、指定通所支援事業を廃止または休止しようとする日の1月前までに届け出てください。

第4号様式の11（第5条の4関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
 名称
 代表者

印

指定障害児入所施設指定辞退届出書

次のとおり指定を辞退したいので、届け出ます。

	事業所番号	
指定を辞退する施設	名称	
	所在地	
指定を受けた年月日		年 月 日
指定を辞退する年月日		年 月 日
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

第五号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号

印

養育里親名簿登録申請書

次のとおり里親になることを希望しますので、児童福祉法施行規則第36条の41（第36条の47において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

希望する里親の種類	養育里親		専門里親		養子縁組里親		親族里親
里親希望者 及びその者 と同居する 者	氏 名	生年月日	年齢	性別	続柄	職 業	健康状態
養育予定児 童（親族里 親及び親族 による養育 里親のみ）	氏 名	生年月日	年齢	性別	続柄	職 業	健康状態
里親研修修了（見込み）年月日	養育 専門		平成 年 月 日				
里親になること を希望する理由							
一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することの希望（短期里親）	有 無						
従前に養育里親に係る登録を受けた （○で囲む。有の場合は都道府県名）	有（ ） 無						
専門里親の要件 （○で囲む）	① 養育里親として3年以上の要保護児童の養育経験を有する者 ② 3年以上児童福祉事業に従事したものであって、都道府県知事が相当と認めた者 ③ 都道府県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者						
	委託児童の養育への専念の可否について ・専念できる ・専念できない						

親が養育の中心（第8条の4関係）」や「（第8条の5関係）」、「登録（認定）番号」や「登録番号」、「里親受託児童辞退届」や「委託児童養育辞退届」、「里親の認定等に関する省令第13条第2項（第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）」や「里親が行う養育に関する最低基準第14条第3項」、「児童養育施設」や「児童養育施設」の中心となる。

親が養育の中心（第8条の4関係）」や「（第8条の5関係）」、「登録（認定）番号」や「登録番号」、「里親受託児童事故発生届」や「里親委託児童事故発生届」、「里親の認定等に関する省令13条第1項（第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）」や「里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項」、「児童養育施設」や「児童養育施設」の中心となる。

親が養育の中心（第8条の3関係）」や「（第8条の4関係）」、「里親登録更新申請書」や「養育里親名簿登録更新申請書」、「里親の認定等に関する省令第10条第1項（第17条及び第20条において準用する場合を含む。）」や「児童福祉法施行規則第36条の4第1項」、「児童養育施設」や「児童養育施設」の中心となる。

第5号様式の6（第8条の5関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名
電話番号
(登録番号) 印

児童状況報告書
(年 月から 年 月分)

次のとおり受託している児童について、里親の認定等に関する省令第14条第1項の規定により報告します。

ふりがな 児童名		性別		生年月日	平成 年 月 日	年齢	
学校、保育園及び 幼稚園の名称					学年		
措置年月日				担当児童福祉司氏名			
児童の 様子	年 月			年 月			
健康 状態	年 月			年 月			
学等 校の ・様 保子 育 園	年 月			年 月			
帰児 省童 ・の 面様 会子 後	年 月			年 月			
特記 事項	年 月			年 月			

振付印鑑の「(第8条の2関係)」や「(第8条の3関係)」は「里親認定(登録)取消申請書」や「養育里親登録取消申出書」は「次の里親の認定(登録)を取り消し」や「次の里親の登録を消し」は「里親の認定等に関する省令第8条第5項(第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)」及び第11条第3号(第17条及び第20条において準用する場合を含む。)」や「児童福祉法施行規則第36条の4第1項第1号(第36条の47において準用する場合を含む。)」は「申請します」や「申し出ます」は「登録(認定)番号」や「登録番号」は「取り消しを申請する」や「削除を申し出る」は「登録(認定)番号」を「五様式の次の二様式を加える」。

第5号様式の2（第8条の2関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号
養育里親との関係

印

養育里親状況等届

次のとおり児童福祉法施行規則第36条の4第3項（第36条の47において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
届出事項に該当することとなった年月日	年 月 日
届 出 事 項 (該当する番号を○で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> 1 養育里親の死亡 2 児童福祉法第34条の20第1項第1号に該当 3 児童福祉法第34条の20第1項第2号から4号までに該当 4 児童福祉法施行規則第1条の35に規定する要件に該当しなくなった

第5号様式の3（第8条の2関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印
電話番号
(登録番号)

養育里親名簿登録変更届

次のとおり登録を受けた事項に変更があったので、児童福祉法施行規則第36条の4第2項(第36条の47において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

変 更 前	変 更 後